

「西郷村 AI デマンド交通実証事業」運行事業者 公募要領

1 趣旨

この公募要領は、西郷村 AI デマンド交通実証事業の実施にあたり、運行事業者を公平かつ公正に選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 募集目的

西郷村では、地域住民の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、AI 配車システムを活用したデマンド交通を導入する。本公募は、本事業の趣旨を理解し、安全で安定した運行を実施できる運行事業者を募集し、選定された事業者と協定を締結した上で補助金を交付することを目的とする。

3 募集概要

事業名：西郷村 AI デマンド交通実証事業

実施主体：西郷村

運行主体：選定された運行事業者

車両台数：3 台（1 者につき 1 台を基本とする。）

事業方式：協定締結・補助金交付方式

4 協定期間

協定締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 応募者要件

本事業に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 道路運送法その他関係法令を遵守し、安全かつ継続的に旅客運送事業を実施できる能力を有する者であること。
- (2) 西郷村又は白河市に本店、支店、営業所その他の事業所を有する者であること。
- (3) 本事業の趣旨及び目的を理解し、村と連携しながら地域公共交通の維持・確保に取り組む意思を有する者であること。
- (4) 事業実施に必要となる人員及び管理体制等を確保できる者であること。
- (5) 別途村が所有する車両の使用人として乗合事業の許認可を得ること。
- (6) 車検時等の代替として、予備車両を確保できる者であること。
- (7) 以下のキャッシュレス決済に対応できること。
 - ・ VISA
 - ・ Mastercard
 - ・ JCB
 - ・ PayPay
 - ・ 楽天 Pay
 - ・ auPAY
 - ・ Suica
 - ・ iD
 - ・ WAON
 - ・ Nanaco
 - ・ 楽天 Edy
- (8) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法、民事再生法等に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (11) 暴力団その他反社会的勢力との関係を有しない者であること。

6 必要な許認可等

応募者は、本事業の実施に必要な以下の許可等を有していること。

- (1) 道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業その他必要な運送許可
- (2) その他、本事業の実施に必要な関係法令上の資格及び許認可

なお、応募時点において必要な許認可を取得していない場合であっても、事業開始までに取得可能であることを条件として応募できるものとする。

7 運行体制

応募者は、以下の体制を整備すること。

- (1) 運行管理責任者を配置し、安全運行管理を行うこと。
- (2) 必要な運転者を確保し、安定的な運行が可能な勤務体制を構築すること。
- (3) 運行に必要な車両の駐車場所を確保すること。
- (4) 事故、災害、車両故障その他緊急時に対応できる連絡体制を整備すること。
- (5) 利用者から問い合わせがあった場合は、オペレーターの指示を仰ぎ真摯に対応すること。

8 AI デマンド交通実証事業目的

西郷村では、人口分布や生活行動の変化に伴い、従来型定時定路線バスや前日予約が必要なデマンド交通では十分な移動手段の確保が困難となっている。

このため、AI を活用した予約型乗合交通を導入し、利用者の需要に応じた効率的かつ利便性の高い移動サービスを提供することで、地域住民の移動手段の確保及び持続可能な公共交通体系の構築を図ることを目的とする。

9 AI デマンド交通実証事業概要

事業者は、村が指定する区域において、AI デマンド交通の運行业務を実施する。

(1) 運行方式

乗降予約のある自宅や停留所間を複数乗客の乗合により最短距離で運行する区域運行方式

(2) 運行区域

西郷村全域及び白河市の一部

(3) 使用車両

村が調達予定の10人乗りワゴン車（所有者：村、使用者：運行业事業者）及び予備車両として、運行业事業者が所有している10人乗りワゴン車

(4) 運行台数

3台

(5) 運行期間

令和9年1月18日から令和9年3月31日

(6) 運行日

毎日

(7) 運行時間

7：00から18：00まで

10 事業者の業務内容

事業者は、以下の業務を行う。

- (1) 車両運行業務
- (2) 車両の維持管理
- (3) 乗務員の配置及び管理
- (4) 利用者対応
- (5) 運行管理及び安全管理
- (6) AI デマンド交通システムとの連携
- (7) 車内におけるキャッシュレス決済対応業務
- (8) 運行実績等の報告
- (9) その他村長が必要と認める業務

11 補助金の交付

村は、協定に基づき、事業者が実施する AI デマンド交通運行事業に要する経費から運賃収入、国県補助金及びその他収入を差し引いた運行損失分について、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金の交付については、別に定める補助金交付要綱によるものとする。

12 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げるものを基本とする。

番号	項目	補助額	備考
(1)	運転者の人件費	(1)～(3)を合わせて、一日当たり 40,000 円を上限とする。	運転手の休憩時間については、運行に支障が生じないように、必要に応じて交代要員を配置するものとする。
(2)	車両維持管理費		通常の運行及び使用に伴う維持管理(日常管理・点検・故障・修理等)は運行事業者が実施すること。
(3)	保険料		法令上必要なもの。
(4)	燃料費	実費とする。	－
(5)	キャッシュレス決済手数料	本事業において、キャッシュレス決済で収受した運賃に 3.4%を乗じた額を上限とする。	利用実態に合わせ、見直しあり。
(6)	その他村長が必要と認める経費	－	－

13 参加表明関係書類

応募者は、以下の書類を提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第 1 号)
- (2) 運行体制申告書 (様式第 2 号)
- (3) その他村が必要と認める書類

14 参加表明関係書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 令和8年9月9日(水)正午まで(必着)
- (2) 提出場所 〒961-8501 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40番地
西郷村 産業建設部 地域振興課
電話 0248-25-2910
- (3) 提出方法 持参(休日除く)又は郵送による。郵送で提出する場合は「書留」「簡易書留」「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とする。

15 質問の受付期間、受付方法、受付場所及び回答方法

- (1) 受付期間 令和8年9月7日(月)正午まで
- (2) 受付方法 様式第3号「西郷村AIデマンド交通実証事業」運行事業者公募に関する質問書をメールに添付して提出すること。質問書以外の問い合わせは受け付けない。
- (3) 本公募に対する質問送付先
メールアドレス: chiiki-gp@vill.nishigo.lg.jp
- (4) 回答方法
令和8年9月8日(火)までに村ホームページに掲載する。

16 事業者の選考方法

4者以上の事業者から参加表明があった場合には、運行体制報告書(様式第2号)及び審査基準に基づき審査の上決定することとし、選定された上位3者に1台ずつ車両を貸与するものとする。

17 審査結果の通知

採択又は不採択については、令和8年9月10日(木)に申請者宛てに通知する。

18 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募者要件を満たさないことが判明した場合
- (3) 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (5) その他村が不適当と認めた場合

19 協定の締結

村は、選定された事業者と別に定める協定書(案)に基づく協定を締結する。

20 事業者の責務

事業者は、協定に基づき、適切かつ安全な運行を実施するとともに、利用者へのサービス向上に努めるものとする。

また、運行中に発生した事故、トラブルその他重要事項については、速やかに村へ報告するものとする。

21 その他

応募に関し、事業の詳細については、「西郷村AIデマンド交通実証運行に関する協定書(案)」を参照すること。

また、本事業基本方針については、「西郷村地域公共交通活性化協議会」において協議が調っていることを申し添えます。